

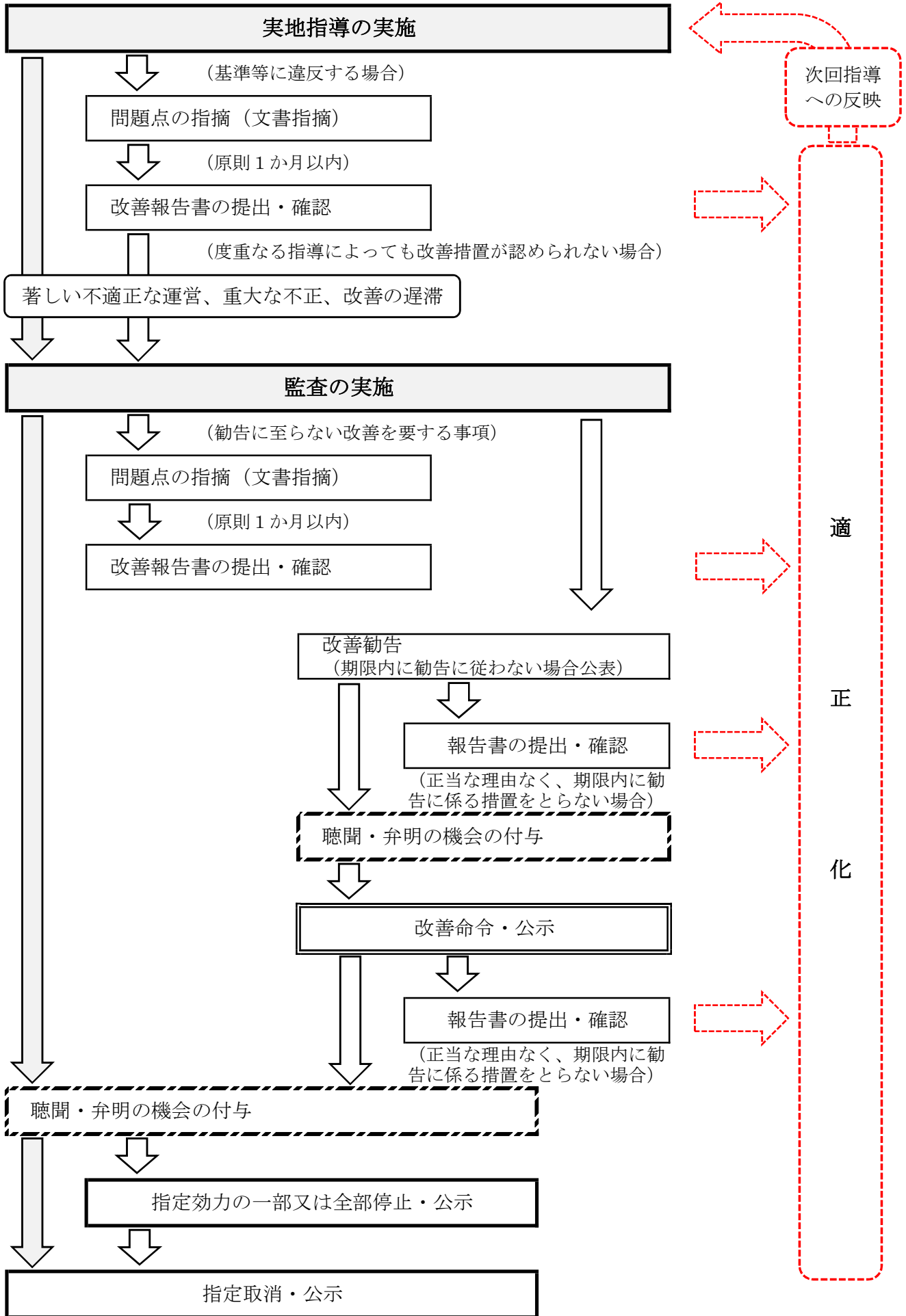
令和2年度 第1回
介護保険集団指導

令和2年6月25日～7月22日
豊島区保健福祉部介護保険課
事業者指導・監査グループ

目 次

1. 指導・監査の流れ	1 P
2. 実地指導の結果	
(1) 居宅介護支援	2 P
(2) 認知症対応型共同生活介護	7 P
3. 豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱	9 P
4. 令和2年度豊島区介護サービス事業者等に関する 指導実施方針・実施計画	19 P

指導・監査の流れ



※ 上記の流れは概要を示したもので、各法により詳細は異なります。
 ※ 明かな不正・違反が認められる場合は、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

(1) 居宅介護支援に対する実地指導の結果

ア. 実施状況

(単位：事業所)

年度	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘数(c)	実施率(b/a)
平成29年度	102	32	28	31.4%
平成30年度	94	19	18	20.2%
平成31年度	89	33	32	37.1%

イ. 主な指摘事項

(ア) 根拠別文書指摘内容の内訳

指摘内容	根拠法令等	平成29年度 指摘数	平成30年度 指摘数	平成31年度 指摘数(d)	割合(d/c)
管理者の責務について	条例第8条第1項第2項	2	0	3	9.4%
内容及び手続の説明及び同意について	条例第12条第1項 要領第3の3(4)	2	1	2	6.3%
指定居宅介護支援の具体的取扱方針について	<u>条例第22条第4号 要領第3の3(11)⑤</u>	17	8	23	<u>71.9%</u>
	条例第22条第5号 要領第3の3(11)⑥	1	0	0	0.0%
	条例第22条第6号 要領第3の3(11)⑦	2	2	1	3.1%
	<u>条例第22条第7号 要領第3の3(11)⑧</u>	23	7	26	<u>81.3%</u>
	条例第22条第8号 要領第3の3(11)⑨	13	5	9	28.1%
	条例第22条第9号 要領第3の3(11)⑩	3	1	4	12.5%
	条例第22条第10号 要領第3の3(11)⑪	4	1	3	9.4%
	条例第22条第11号 要領第3の3(11)⑫	3	1	4	12.5%
	条例第22条第12号 要領第3の3(11)⑬	8	4	8	25.0%
	条例第22条第14号 要領第3の3(11)⑭	8	3	7	21.9%
	条例第22条第15号 要領第3の3(11)⑮	1	3	2	6.3%
	条例第22条第19号 要領第3の3(11)⑰	2	1	7	21.9%
	条例第22条第21号 要領第3の3(11)⑱	4	0	2	6.3%
	<u>条例第22条第23号 要領第3の3(11)㉑</u>	22	8	20	<u>62.5%</u>
秘密保持等について	条例第27条第3項 要領第3の3(15)③	4	0	1	3.1%
記録の整備について	条例第33条第2項	5	2	3	9.4%
<u>居宅介護支援の業務が適切に行われない場合</u>	<u>告示別表注2 老企第3の6</u>	4	2	10	<u>31.3%</u>
初回加算	告示別表ロ 老企第3の9	1	0	1	3.1%
入院時情報連携加算	告示別表ニ注イロ 老企第3の12	2	2	6	18.8%
退院・退所加算	告示別表ホ 老企第3の13	1	1	6	18.8%
条例等の性格について	要領第1の2	10	8	14	43.8%

※ 根拠法令等

「法」	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）
「則」	介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）
「条例」	豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成30年3月27日豊島区条例第21号）
「規則」	豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例施行規則 （平成30年3月30日豊島区規則第42号）
「要領」	豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行要領 （平成30年6月25日30豊保介発第1022号）
「告示」	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）
「老企」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

(イ) 具体的な指摘事項（抜粋）

指定居宅介護支援の具体的取扱方針について

【条例第22条第4号】
<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を居宅サービス計画に含めるよう努めるとともに、当該利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握すること。</p>
【要領第3の3(11)⑤】
<p>⑤ 課題分析の実施（第4号）</p> <p>居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなる。</p> <p>課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。</p> <p>なお、当該課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものであるが、この課題分析の方法については、介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の掲示について（平成11年11月12日老企第29号）によるものである。</p>
具体的な指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 居宅サービス計画の作成に際し、あらかじめ、利用者の課題分析が行われていませんでした。 ◇ 課題分析標準23項目を満たしていませんでした。 ◇ 居宅サービス計画の作成に際し、利用者が有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等に対する評価を通じ、当該利用者の現に抱える問題点が明らかになっていませんでした。 ◇ 居宅サービス計画の作成に際し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握していませんでした。

【条例第22条第7号】

介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

【要領第3の3(11)⑧】

⑧ 居宅サービス計画原案の作成（第7号）

介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければならない。したがって、居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要がある。

また、当該居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各指定居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要である。

さらに、提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要がある。

具体的な指摘事項

- ◇ アセスメントの結果に基づき、居宅サービス計画が作成されていませんでした。
- ◇ アセスメントの結果に基づき作成された居宅サービス計画が、利用者の課題に対応するための最も適切なサービスの組合せであるか、確認できませんでした。
- ◇ 提供されるサービスの種類について、居宅サービス計画に位置付けられていませんでした。
- ◇ 居宅サービス計画第2表に位置付けられたサービス内容と、第3表の記載が異なっていました。
- ◇ 居宅サービス計画第2表に位置付けられたサービス内容と、居宅サービス計画第6表及び第7表の記載が異なっていました。

【条例第22条第23号】

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。

【要領第3の3(11)㉑】

㉑ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映（第23号・第24号）
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。

このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならない。

また、福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。

ア 介護支援専門員は、要介護1の利用者（以下「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第1の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）を区から入手しなければならない。

ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければならない。

イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、区より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。

ウ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）の第2の9(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同 i) から iii) までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

具体的な指摘事項

- ◇ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合において、利用の妥当性を検討していませんでした。
- ◇ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合において、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由について、記載されていませんでした。
- ◇ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合において、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証されていたか、確認できませんでした。

【告示別表注2、老企第36号第3の6】

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、
- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
 - ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- (2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算されるものであること。
- ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「該当月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、該当月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、該当月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- (3) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、該当月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、次の場合に減算されるものであること。
- ① 当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
 - ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ◇ 居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、および居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行い、理解を得ていませんでした。
- ◇ モニタリングの結果の記録が確認できませんでした。

(2) 認知症対応型共同生活介護に対する実地指導の結果

ア. 実施状況

(単位：事業所)

年度	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘数(c)	実施率(b/a)
平成29年度	13	2	1	15.4%
平成30年度	13	11	10	84.6%
平成31年度	14	2	0	14.3%

イ. 主な指摘事項

(ア) 根拠別文書指摘内容の内訳

指摘内容	根拠法令等	平成29年度 指摘数	平成30年度 指摘数	平成31年度 指摘数(d)	割合(d/c)
入退居について	条例第115条第2項 要領第3の5の4(5)	0	1	0	0.0%
サービスの提供の記録について	条例第116条第1項 要領第3の5の4(4)①	1	1	0	0.0%
	条例第116条第2項 要領第3の5の4(4)②	0	6	0	0.0%
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について	条例第118条第1項 要領第3の5の4(2)	0	0	0	0.0%
	条例第118条第5項 要領第3の5の4(2)③	1	0	0	0.0%
	条例第118条第6項 要領第3の5の4(2)③	1	0	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護計画の作成について	条例第119条第1項 要領第3の5の4(1)①	0	0	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護計画の作成について	条例第119条第3項 要領第3の5の4(1)③	1	8	0	0.0%
	条例第119条第4項 要領第3の5の4(1)③	1	3	0	0.0%

※ 根拠法令等

「法」 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

「則」 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

「条例」 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第20号）

「規則」 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則（平成25年3月25日規則第20号）

「要領」 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び豊島区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成27年9月16日27豊保発第1642号）

「告示」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）

「留意事項」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

(イ) 具体的な指摘事項（抜粋）

サービスの提供の記録について

【条例第116条第2項】
指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
【要領第3の5の4(2)②】
(2) サービスの提供の記録
② 同条第2項は、サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。
なお、地域密着型条例第128条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。
具体的な指摘事項
◇ 提供した具体的なサービスの内容等の記録が不十分でした。
◇ 提供した具体的なサービスの内容等の記録を行っているか確認できませんでした。
◇ 利用者の状況等が記録されていませんでした。

【条例第119条第3項】
<p>計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。</p>
【要領第3の5の4(5)③】
<p>(5) 認知症対応型共同生活介護計画の作成 ③ 認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況を把握・分析し、指定認知症対応型共同生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）とともに、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した認知症対応型共同生活介護計画は、地域密着型条例第128条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p>
具体的な指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえずに（アセスメントを実施せずに）、認知症対応型共同生活介護計画を作成していました。 ◇ 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境の把握が不十分（アセスメントの内容が不十分）なまま、認知症対応型共同生活介護計画を作成していました。 ◇ 他の介護従業者と協議し、認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか確認できませんでした。 ◇ 目標を達成するための具体的なサービス内容等の記載が不十分でした。 ◇ 認知症対応型共同生活介護計画に位置付けているサービス内容が必要であるか、アセスメントの記録から確認ができませんでした。
【条例第119条第4項】
<p>計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>
【要領第3の5の4(5)③】
<p>(5) 認知症対応型共同生活介護計画の作成 ③ 認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況を把握・分析し、指定認知症対応型共同生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）とともに、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した認知症対応型共同生活介護計画は、地域密着型条例第128条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p>
具体的な指摘事項
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たり、適切な時期に利用者又はその家族に対し説明し、利用者から同意を得ていませんでした。 ◇ 認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者の同意ではなく、家族の同意を得ていました。

豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

〔平成25年4月1日〕
保健福祉部長 決定

改正 平成19年 4月 1日
全部改正 平成25年 4月 1日
改正 平成30年 3月23日
改正 令和2年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17及び第115条の27並びに、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第72号。）の規定による改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」という。）第112条の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、国が定める実地指導の標準化・効率化等の運用指針（令和元年5月29日老指発0529第1号。以下「運用指針」という。）を基本とし、豊島区（以下、「区」という。）が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下、「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下、「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下、「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達及び区が別に定める指導に係る基準（以下、指導基準等という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより介護給付対象サービスの質の確保と利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

(1) 指定居宅サービス事業者

- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 上記第1号から第6号まで、及び前号に掲げる者の特例によりサービスを行う者

(指導方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

(指定市町村事務受託法人)

第4条の2 区は、実地指導にあたり、法第23条に基づく文書の提出等について、法第24条の2第1項第1号に規定されている指定市町村事務受託法人に対し、業務の一部を委託することができる。

(指導形態等)

第5条 指導の形態は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

原則として、次に掲げる指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行う。

- ① 一般指導 区が単独で行うもの
- ② 合同指導 区が厚生労働省又は東京都等と合同で行うもの

(指導対象の選定基準)

第6条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とする。ただし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については、次に掲げる選定基準及び一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等指導内容に応じて選定する。

ただし、第3条第2号、第3号、第4号及び第8号に該当する事業者については、別

に定める基準により選定するものとする。

(2) 実地指導の選定基準

① 一般指導

ア 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、サービス事業者等を選定する。

イ その他、特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等を選定する。

② 合同指導

ア 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

- 2 サービス事業者等に対し、都道府県及び他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導は省略して差し支えないものとする。

(指導の実施方針及び実施計画)

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項及び指導目標等を掲げる指導実施方針（以下、「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

- 2 前項に規定する実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び実地指導の規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。この場合において、実地指導の効率化及び頻度向上を図る観点から、区は、同一所在地又は近隣に所在する事業所に対する実地指導を可能な限り同日又は連続した日程で行うことができるよう配慮しなければならない。

- 3 前項後段に定める配慮を行ってもなお、十分な実地指導の頻度を確保することが難しい場合には、過去の実地指導等において、運営上特に問題がないと認められる事業所に関しては、集団指導のみとすることを妨げない。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 集団指導

① 指導通知

指導対象となるサービス提供者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を書面により当該サービス事業者等に通知する。

② 集団指導の方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改革内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 指導通知

指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として1ヶ月前までに当該サービス事業者等に対し、実地指導の根拠規定、目的、日時場所、指導担当者、

準備すべき書類、及び当日の流れ等について、当該サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

実地指導は、運用指針を基本とし、区が、第3条各号列記に定めるサービス事業者から、原則として標準確認文書を基に標準確認項目についてのみ確認を行う。ただし、当該サービス事業者が第13条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

③ 標準確認文書

区は、標準確認文書において、利用者へのケアの質を担保する観点から、当該利用者に係るサービス提供記録等の確認を行う。この場合において、確認を行う利用者の記録は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人につき、1名又は2名の利用者につき記録の確認を行うものとする。

④ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項及び介護報酬について、過誤による調整を要すると判断された場合には、後日、実地指導結果通知書（様式1）によりその通知を行うものとする。

⑤ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、書面で通知した事項について、通知後30日以内に、改善状況報告書（様式2）により報告を求めるものとする。

⑥ 指導体制

2名以上の指導班を編成する。

（調査書等の提出）

第9条 実地指導にあたり、サービス事業者等に対してあらかじめ指導に必要な書類の提出を求めることができる。この場合において、求めることのできる書類は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類1部とし、区が既に保有している文書については再提出を求めない。ただし、当該サービス事業者等が次条に定める監査の対象と認められた場合は、この限りでない。

（指導にかかる留意事項）

第9条の2

- 2 区は、実地指導にあたり、サービス事業者等に対しては法令及び基準に照らして客観的な指導を行うよう心がけ、担当者の主観による指導及び当該事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- 3 個々の指導内容については具体的な状況及び理由をよく聴取し、根拠規定及び当該既定の趣旨等について丁寧な説明を行ったうえで、改善が必要な事項に対する指導及びより質の高いケアを促す助言等について、事業者との共通認識が得られるよう配慮する。

4 介護サービスの質の向上を目指す観点から、区は、効果的な取り組みを行っている事業者又は事業所については積極的に評価し、他の事業者又は事業所へ紹介する等、指導の手法について工夫を行う。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うものができることとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(監査方針)

第11条 監査は、介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下、「指定基準違反等」という。）、又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査の選定基準)

第12条 監査は、次に掲げる情報等から指定基準違反等があるときに行うものとする。

- (1) 要確認情報
 - ① 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - ② 国民健康保険団体連合会（以下、「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - ③ 連合会及び保険者からの通報情報
 - ④ 介護保険適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
 - ⑤ 介護サービスの情報の公表に係る未実施情報
- (2) 実地指導において確認した情報

法第23条により指導を行った場合に、区が確認したサービス事業者等に係る指定基準違反等

(監査方法等)

第13条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下、「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 指定権限が都道府県にあるサービス事業者等（法第76条、第90条及び第115条の

7並びに旧介護保険法第112条)及び都道府県が開設許可を与えるサービス事業者等(法第100条及び第114条の2)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県に行うものとする。

この場合において、当該サービス事業者等の介護給付対象サービスに関して、複数の区市町村に関係があるときには、都道府県が総合調整を行うものとする。

3 指定基準違反等を認めるときは、書面により都道府県に通知を行うものとする。

この場合において、都道府県と区が同時に実地検査等を行っているときには、当該通知を省略することができるものとする。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、次に定めるところによる。

(1) 勧告

① サービス事業者等が厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反したことが確認された場合、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、書面により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

② ①の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

③ ①の規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に書面により報告を行うものとする。

(2) 命令

① 前号の規定による勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

② ①の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

③ ①の規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は期限内に書面により報告を行うものとする。

(2) 指定の取消し等

法第78条の10、第84条、第115条の19及び第115条の29のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

(4) 行政上の措置の公表等

監査の結果、前項の規定による指定取消し等の処分を行ったときは、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。

この場合において、法第78条の11第4号、115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該指定地域密着型サービス事業者が、取消し処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消し処分等の予定事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は通用しないものとする。

(経済上の措置)

第16条 監査後の経済上の措置は、次に定めるとおりとする。

- (1) 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護保険報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められ、これに関する返還金が生じた場合には、法第22条第3項に基づき不正利得の徴収等を行うものとする。
- (2) 連合会に連絡し、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬から前号に規定する返還金を控除させるよう措置するものとする。
- (3) 返還金の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス事業者等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう指導するものとする。

(指定取消し等の処分ができる事由)

第17条 指定基準に従った適正な運営が行われておらず、指定取消し等処分ができる事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法第78条の10第1項各号に該当する場合
- (2) 法第84条第1項各号に該当する場合
- (3) 法第115条の19第1項各号に該当する場合
- (4) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

(都道府県への通知)

第18条 指導又は監査を行った結果、次に該当すると認める時は、その旨を当該事業所の所在地の都道府県知事に通知する。

- (1) 法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項、第111条第2項及び第115条の4第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項及び第115条の4第2項並びに旧介護保険法第110条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第77条第1項、第92条第1項、第104条第2項、第114条の6第2項及び第115条の9第1項各号並びに旧介護保険法第114条第1項のいずれかに該当する場合
- (4) 法第100条第3項及び第114条の2第3項に該当する場合

- (5) 法第70条第8項の規定により指定を行うに当たって付された条件に従わない場合
- (6) 法第74条第5項、第88条第5項、第97条第6項、第111条第6項、第115条の4第5項に規定する便宜の提供を行っていない場合

(区市町村への通知)

第18条の2 指導又は監査を行った結果、次に該当すると認める時は、その旨を当該事業所の所在地の区市町村長に通知する。

- (1) 法第81条第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第81条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第84条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 法第81条第5項に規定する便宜の提供を行っていない場合

(関係機関等との連携)

第19条 指導の効果を高めるために、東京都及び他の保険者並びに連合会との連携を図るものとする。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告するものとする。

(情報提供)

第20条 指導結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

実地指導結果通知書

令和 年 月 日 () 実施

_____ : (事業所名)

項目	改善が望まれる事項
その他	気づいた点

(様式2)

改善状況報告書

事業所名： _____

事業種別： _____

作成担当者： _____

項目	改善状況または方策	改善時期

令和2年度豊島区介護サービス事業者等に関する 指導実施方針・実施計画

介護保険における指導監督については、平成18年4月に施行された改正介護保険法において、「指導」と「監査」が明確に区分された。

これを受けて「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老発1023001号老健局長通知。以下、「指導監査指針」という。）においても、「指導」と「監査」の役割を明確に区分したため、本区においても平成19年度以降は、これらの指導監査指針に基づき、「指導」と「監査」を適切に活用し、介護保険制度のより適切な運営の確保に努力してきたところである。

平成19年2月には、厚生労働省より実地指導に関する詳細な「介護保険施設等実地指導マニュアル」（以下、「指導マニュアル」という。）が示された。また、高齢者虐待防止や身体拘束禁止を目的とする「運営指導」と、介護報酬基準の遵守を目的とする「報酬請求指導」であり、事業者チェック中心の指導から利用者サービスの質の向上を目指す指導に主眼が変更されているが、本区においては「指導監査指針」を基に継続的に実地指導を実施してきた。

平成30年3月28日に「指導監査指針」が改正され、令和元年5月には、厚生労働省より「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」が示された。令和2年度においてもそれらの内容に沿った実地指導を継続する。

1 指導実施方針

1-1 指導目標

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理・介護給付サービスの適正化とより良いケアの実現に向けて介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図る。

1-2 指導形態

指導形態は、次の2種類とする。

1-2-1 集団指導

適正なサービスを提供するための介護サービス事業者に対する必要な情報伝達のためであり、制度の周知や理解の促進を図るとともに、報酬・請求に係る過誤や不正を防止するため講習等の方法により随時実施する。

1-2-2 実地指導

「指導マニュアル」「事業種別自己点検表」等を活用し、サービスの質の向上を図る観点から、介護サービス事業者の取組みに対して支援的指導を行う。

平成30年度以降における介護保険法等の改正に伴い、介護サービス事業者は介護報酬請求に係る改正内容の趣旨をはじめ、介護保険制度への十分な理解が必要である。引き続き、介護サービス事業者に対し、改正内容の周知徹底を図る必要があるため、令和2年度の実地指導については、以下に示す方法で行うこととする。

1-2-2-1 実地指導における重点項目

介護保険事業者が健全かつ適正な運営ができるように、以下の項目を重点的に指導する。

① 運営指導

- i 人員基準に関する指導及び高齢者虐待防止について
- ii アセスメントの実施及び分析結果の質の向上及びその記録について
- iii 介護サービス事業所の従業者等に係る記録の整備について
- iv モニタリングの実施及び記録による実施状況の把握等について
- v 管理者の責務について

ア. 指定居宅介護支援事業所

以下に掲げる項目について、重点的に指導する。

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の重要事項の説明
- (2) 利用者の解決すべき課題（ニーズ）の把握並びに課題分析の実施について
 - (ア) 日常生活上の能力の有無
 - (イ) 既に受けているサービスの把握
 - (ウ) 介護者の状況の把握
 - (エ) (ア)から(ウ)を踏まえて利用者を取り巻く環境等を評価した内容
 - (オ) 生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点
 - (カ) 生活全般の解決すべき課題（ニーズ）の把握
- (3) 医療系サービス位置付け時に係る主治の医師等との連携について
- (4) 生活援助中心型の指定訪問介護を位置付けた際の必要性の確認について
- (5) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映について

イ. 指定地域密着型サービス事業所及び指定居宅サービス事業所

以下に掲げる項目について、重点的に指導する。

- (1) 居宅サービス計画に基づいたサービス提供の実施

ウ. 指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所

以下に掲げる項目について、重点的に指導する。

- (1) 福祉用具貸与計画書のケアマネジャーへの交付

- ② 介護報酬の改定に伴う加算・減算に係る報酬請求
- ③ 前回実地指導時に改善報告がある場合は、その改善点の経過

1-3 指導対象

指導は、区内全ての事業者等を対象とするが、必要に応じて区外事業者等を対象とする。なお、効率的かつ重点的に指導を行う観点から、一定の計画に基づいて事業者等を選定する。

1-3-1 集団指導の対象

集団指導は、介護給付等の対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく内容に応じて、居宅サービス事業者等を選定して行う。

1-3-2 実地指導の対象

- ① 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点項目に基づき、区は重点的に指導する事業者等を選定し行う。
- ② 合同指導は、都道府県又は他の区市町村と合同で実地指導をする必要がある事業者等を選定し行う。区外事業者等も対象となる。

1-4 指導体制

区は指導の実施にあたり、必要な人員体制を確保する。また、介護保険法に規定されている指定市町村事務受託法人に業務の一部を委託することができる。個別ケアの実現に向けて事業者・事業所・従業者に対し、厚生労働省令、告示等に定める介護給付等サービスの取り扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるため、文書その他物件の提出、提示を依頼し、質問、照会する。なお、文書量削減のため、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に従い、事前に提出を依頼する書類は必要最低限とする。

1-5 指導から監査への変更基準

実地指導中に「豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱第10条（監査への変更）」に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

2 指導実施計画

指導は、選定した次の事業者等を対象に行う。詳細は、「実地指導実施日一覧・予定表」により、別途定める。ただし、東京都実地検査同行等やむを得ない事情により、日程変更が行われる場合もある。

2-1 集団指導対象事業者

- ① 指定地域密着型サービス事業者
 - i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ii 夜間対応型訪問介護
 - iii 認知症対応型通所介護
 - iv 小規模多機能型居宅介護
 - v 認知症対応型共同生活介護
 - vi 地域密着型通所介護
- ② 指定居宅介護支援事業者
- ③ 指定居宅サービス事業者
 - i 訪問介護
 - ii 通所介護
 - iii 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ④ その他集団指導を実施すべき事情が発生した事業者等

2-2 実地指導対象事業者

- ① 重点指導介護事業者
 - i 居宅介護支援
 - ii 訪問介護
 - iii 通所介護
 - iv 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
 - v 地域密着型通所介護
 - vi 認知症対応型通所介護
 - vii 認知症対応型共同生活介護

- ② 指定地域密着型サービス事業者
 - i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ii 夜間対応型訪問介護
 - iii 小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護保険施設
 - i 指定介護老人福祉施設
 - ii 指定介護老人保健施設
- ④ その他実地指導を実施すべき事情が発生した事業者等

2-3 指導通知方法

2-3-1 集団指導

豊島区ケア倶楽部への掲載、FAX等による開催通知を基本とするが、緊急を要する時（早急な伝達を必要とするものなど）は、電話等口頭により行う場合もある。

2-3-2 実地指導

- ① 実地指導の実施は文書による通知を基本とするが、緊急を要する時（苦情、内部告発等早急に実地指導を行った方がよい場合など）は、電話等口頭により行う場合もある。自己点検表等の提出書類は豊島区ケア倶楽部に掲載の様式集よりダウンロードする方法で行う（通知文に明記する）。その環境のないもの、豊島区ケア倶楽部に未登録の事業所は、その都度対処をする。
- ② 都合により指導日程を変更する場合、原則として、事業所の都合による変更は認めないものとする。ただし、事業所の大きなイベント、管理者等実地指導参加関係者の冠婚葬祭等やむを得ない理由と判断したものは、指定市町村事務受託法人との日程調整も含め保険者が決めるものとする。東京都及び他区市町村との合同実地指導等、保険者側のやむを得ない理由によるものは、双方で日程調整を行うものとする。